「電波の利用状況の公表等に関する基本的な考え方（案）」（総務省総合通信基盤局電波部電波政策課（平成 13 年 11 月 15 日））[1] に対する意見表明（「本意見表明」と略記）

2001 年 12 月 1 日

鬼木　甫

大阪学院大学経済学部教授

〒564-8511

大阪府吹田市岸部南 2 丁目 36-1

大阪学院大学経済学部

電話 (06)6381-8434（内 5701）

Fax　(06)6835-4422

自宅：

〒565-0874

大阪府吹田市古江台 3-10-31-101

電話 (06)6835-4417

目次

要旨

I. 本意見表明の概要

II. 「現状認識」（「本意見募集」別紙 1 の 1.）について

III. 「電波の利用状況の把握と公表等」（別紙 1 の 2.）について

IV. 「無線局免許情報等に関する情報提供」（別紙 1 の 3.）について

V. 「今後の検討課題」（別紙 1 の 4.）について

[1] 『電波の利用状況の公表等に関する基本的な考え方（案）に対する意見の募集～「電波の利用状況の公表等に関する調査研究会」関係～』、総務省総合通信基盤局電波部電波政策課、2001 年 11 月 15 日、http://www.soumu.go.jp/s-news/2001/011115_1.html（2001 年 12 月 1 日閲覧）（以下「**本意見募集**」と略記する）。

要旨： 「電波の利用状況の公表等に関する基本的な考え方（案）」（別紙 1）の「1. 現状認識」について賛成する。「2. 電波の利用状況の把握と公表等」についても、「把握・公表・評価」自体については反対しない。しかしながら、本施策の結果が「周波数再配分」のための主要手段として使われることについては、疑問がある。当面必要な再配分は実現できるかもしれないが、長期的にこの方策は維持不可能であろうと思料するからである。したがって、「長期的見地からする周波数再配分のための制度」の検討が必要であり、これを、「4. 今後の検討課題」中の 1 項目として加えるべきである。なお、「3. 無線局免許情報等に関する情報提供」には、それが上記「制度」実現のための前提条件を充足するという理由で強く賛成する。

I. 本意見表明の概要

筆者は、本意見募集に先行する意見募集において、すでに意見表明をおこなっており[2]、また本件にかかる「調査研究会」のヒアリングにおいても意見を表明している[3]。これら両者の内容はすべて公表されているので、本意見表明においては重複を避けるため、上記の既意見表明で述べなかった点に限って意見を表明することとする。

II. 「現状認識」（「本意見募集」別紙 1 の 1.）について

A. 「IT革命の進展に伴う周波数の逼迫と再配分の必要」という現状認識および予測に同意する。ただし「大規模な新規電波ニーズ」として、無線アクセス、第4世代移動通信に加え、最近の傾向を考慮して「各種の無線LAN（屋内、屋外）」も挙げるべきと考える[4]。

B. 上記を解決するために、「電波の利用状況の把握と公表」（以下**「施策甲」**と略称）および「無線局免許情報の公表」（以下**「施策乙」**と略称）が必要・有用であることについても、基本的に同意する。

C. 「周波数の逼迫と再配分」については、現時点で新規サービスを特定できる数年程

[2] 「電波の利用状況に関する情報提供の考え方について」『総務省総合通信基盤局によるパブリックコメント募集への意見表明』、2001 年 6 月 19 日（http://www.osaka-gu.ac.jp/php/oniki/noframe/jpn/publication/200106a.html、あるいは http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/pressrelease/japanese/sogo_tsusin/010917_1-1.pdf（2001 年 12 月 1 日閲覧））。

[3] 『大阪学院大学鬼木教授からのヒアリング議事録』、2001 年 1 月 23 日、およびその付属資料（http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/chousa/denpa/011023_1b.html（2001 年 12 月 1 日閲覧））。

[4] もし「無線アクセス」が「無線 LAN」を含んでいるのであれば、その旨注記することが望ましい。

度の事項と、さらに多種・大量の周波数需要が発生すると考えられる長期的な問題を区別して検討するべきである。以下に説明するように、「施策甲」は数年程度の事項のための当面の対応策であり、「施策乙」は長期的な制度構築に関係するからである。本意見募集のように、これらの2つの事項を明瞭に区別しないで提示すると、意図の誤解、思考の混乱、議論の不必要な紛糾などの望ましくない結果を招くおそれがある。

III. 「電波の利用状況の把握と公表等」（別紙 1 の 2.）について

本施策は、上記のように、主として数年程度の期間に生起すると予想される需要を満たすための「周波数再配分」の前提として計画されているものと推察する。

筆者は、「電波の利用状況を把握・公表・評価」すること自体には反対しない。周波数の割当・利用状況が（政府当局にとっても）ブラックボックスになっている現状を改善できるからである。

しかしながら、「把握・公表・評価」の後に、政府当局の判断と努力に依存する「利用度の低い割当分の移転・回収、これを使う新規需要の充足」によって「周波数の逼迫」問題に対処することは、「労多くして功少ない」のではないかと考えている。

当然のことながら、現在の免許保有者にとっては、（現在の電波利用料がその実質価値にくらべて極端に低額であるため）将来も継続して免許を受けることが有利である。したがって免許保有者は、同一免許継続のために、可能な範囲であらゆる手段に訴える。たとえば、(a) 利用状況に関する不正確あるいはミスリーディングな報告、(b) 自分たちが移転の対象となった場合、さまざまの理由を付してこれが「不公平」であると訴えること、また (c)「移転費用」の高額見積り（ごね得狙い）など、合法・違法すれすれの手段が考えられる。

これらの内容について、どこまでが正確・正当な主張であり、どこから先が不正確・不当な要求であるかを判定するための客観的な基準を設定することは、きわめて困難である。したがって、実際には、その正当性・正確度をめぐって、説得・交渉に多大な手間と時間が費やされ、必要な周波数再配分が遅々として進まないという事態が予想される。

電波の使用種別や現在発行されている免許の数から生ずる多様性、煩雑さを考えると、ごく一部のケースを除き、上記方式による移転・回収は不可能に近いのではないだろうか。（土地収用について成田空港建設時等に生じた事態を想起されたい。）かりに最初の1-2回は成功したとしても、将来増加の一途を辿るであろう電波需要を、「利用状況の把握・公表・

評価に基づく移転・回収」によって充足する方策は、短期間のうちに行き詰まってしまうのではないだろうか。この方策を将来に向けて続けることは、筆者にはほとんど考えられないことである[5]。

したがって筆者は、今回のような行政努力に依存する「調査・収用」型の方策は、当面における必要を満たすにとどめ、これに代り得る「長期的に維持可能な周波数再配分のための制度」の検討を速やかに開始することが必要であると考える。

IV. 「無線局免許情報等に関する情報提供」（別紙 1 の 3.）について

筆者は、「長期的に維持可能な制度」としては、何らかの方式による「価格メカニズムの活用」以外には無いものと考えている[6]。（標準的な経済理論もこの考えを支持する。）具体的な実現方式は多数あり得るが、たとえば、無線免許保有者が政府に「周波数帯域使用料（税）」を支払う制度を導入することにより、免許保有者が、自らの努力で低効率使用を避け、有効利用に向かうインセンティブを与えることが考えられる。いずれの方式を採用するにしても「電波の使用者が、その実質価値に相当する金額を負担」するのでないかぎり、電波の効率的な使用は実現できないと考えている。これはまた、（旧ソ連のような）「中央集権・計画型の社会主義経済」が、価格メカニズムによって資源を配分する「市場経済」（日本、米国、西欧諸国など）との競争に敗れた理由でもある。

本項で提案されている「無線局免許情報等に関する情報提供」は、（土地について「土地台帳」が整備され、閲覧に供されているのと類似する意味で）上記方策の必要条件の1つを満たすものであり、その実現を強く希望する。

なお具体的な内容については、免許情報は原則公開を旨とし、「明らかな理由」が示されないかぎり不公表は認めないことが望ましい。たとえば「プライバシー」理由による不公表を認めるにしても、公表によってどのような種類のプライバシーが冒され、どのような被害を受けることになるかを免許申請時に同申請者に説明させるなど、ケースごとの非公開を認める措置が必要と考える。もちろん、公表まで一定の経過期間を置くなど、制度変更ショックの緩和措置や、各種の実験、試行錯誤は必要であろうが、免許人の氏名・住所などの基本情報は、アマチュア・パーソナル用途についても原則公表されるべきある。（所

[5] 司法制度が充実していれば、移転に不満を持つ事業者からの訴訟が続出するであろう。すでに現在、米国は第 3 世代移動電話用周波数の確保をめぐってこの状態に直面している。
[6] 米国における「初期免許オークション」の実施は、より広い観点からすると、「価格メカニズム活用のための基盤整備」をおこなっていると考えることができる。

有者名・住所表示を省いた土地登記を認めた場合を想像されたい。）したがって、別添2のIIの例外3は不必要と考える。

V. 「今後の検討課題」（別紙1の4.）について

本項中に上記「施策乙」にかかる事項が挙げられていないは、上記のII.とIII.に述べた理由で、長期的視野を欠くものと言わざるを得ない。「周波数の逼迫と再配分」について、かりに『施策甲』が当面の問題を処理できたにしても、それは将来次々に起きる問題には対処できない。他方、将来にわたって国民の共通資産である電波を有効に活用するための制度を構築するには、長い準備期間を必要とする[7]。それゆえ、「長期的な視野に立った周波数再配分方策の早急な検討」を本項目で挙げておく必要があるものと考える。

（以上）

[7] 世界の先進国の中で、米国だけが、「周波数配分制度構築のための長期間をかけた準備」を進めている。